

竹富町観光案内人条例改正（案）に関するパブリックコメント結果への対応について

1 実施結果の概要

意見募集期間：令和5年7月21日（金）から令和5年8月4日（金）まで

提出意見総数：325件

とりまとめ、整理した意見のうち、今回の観光案内人条例改正（案）に係るもの：50件

2 とりまとめた意見及び対応方針（案）

資料2のとおり

3 第2回審議会でお示した条例（案）に対するパブリックコメント結果を踏まえた修正点

（1） 第5条（観光案内人の責務）関係

ア 第3項の規定を、「安全で質の高い自然観光事業の提供に努める」に対応する取組みの具体例を追記する形で、「安全管理規定の作成、自己研鑽その他の取組を通じて、安全で質の高い自然観光事業の提供に努める」に修正。

→ 「顧客の安全確保に係る審査について、現行条例にて行っている水難救助に関する資格保有及び一次救命処置に関する講習の1年以内の受講では不十分であり、安全管理規定などの作成を盛り込むべき」との趣旨のご意見を踏まえたもの。

イ 第5項の規定を、「竹富町の名誉を毀損しないよう、配慮しなければならない」を「竹富町の魅力の増進に努めなければならない」に修正。

→ 「原案の規定は、観光案内人が権限の濫用などの不名誉な行為を行っていることを前提にしているように読み取れる」との趣旨のご意見を踏まえたもの。

（2） 附則第6条（経過措置）関係

改正条例の施行後に各観光案内人が初めて行う観光案内人免許の更新申請にあっては、更新後の免許の有効期間について、3年6月を超えない範囲で町長が定めることができる経過措置規定を追加。

→ 現行条例が令和2年9月に施行されているため、条例の趣旨を踏まえて当時の経過措置期間を利用せずに免許申請を行った観光案内人ほど、更新の時期が夏期の繁忙期と重複してしまっている現状であることから、パブコメ意見も踏まえて改めて経過措置規定を設けるもの。

4 第2回審議会でお示した条例（案）に対するその他の観点からの修正点

（1） 第40条（過料）関係

義務規定でありながら過料の対象となっていない条項が確認されたため、所要の修正を実施。

（2） 附則第1条（施行期日）関係

施行規則（案）にて観光案内人免許に係る審査の基準として明示している「町長が主催又は指定する講習の受講」について、恒常的な講習の実施体制を確保するまでに一定の時間を要することから、ただし書きにて施行日を別途規定。